

## 北九州市にぎわいづくり懇話会 にぎわいづくり認定事業要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、にぎわいづくり認定事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、まちのにぎわいづくりにつながる事業やビジネスなどを、北九州市にぎわいづくり懇話会企画調整委員会（以下、企画調整委員会）が支援することにより、まちのにぎわいを生み出し、併せて来訪者の消費活動の活性化と関連産業の雇用創出機会の増大といった、地域経済全体が活性化すること目的とする。

### (対象となる事業)

第3条 事業の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし他の公的団体から補助金の交付を受けている事業は除く。

- (1) 北九州市の資源を活用し、来訪促進、産業間連携に効果が認められる事業
- (2) 新規性・独創性があり、次年度以降の事業の継続性が認められる事業
- (3) 認定事業年度内に事業報告及び事業収支決算報告を行うことができる事業

### (認定のメリット)

第4条 認定された事業は各号に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 助成金の交付
- (2) 広報 PR 先の拡大
- (3) ネットワークの拡大
- (4) 許可申請の手続等のスムーズ化

### (対象団体)

第5条 事業は次の各号のいずれにも該当する個人及び団体に限り申請できるものとする。

- (1) 自らが事業主体となること。
- (2) 市内外を問わず、企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できること。
- (3) 特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の指示に関係のある団体でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

### (支援期間)

第6条 助成金の交付対象となる事業は、第11条により交付金の交付が決定してから年度毎に定めた期間までに実施されるものとする。但し、3月末までに精算手続きが完了するように期間を定めること。その他支援については、第11条により交付金の交付が決定してから1年間とする。

### (審査会)

第7条 事業の対象となる活動を選考するため、「にぎわいづくり認定事業審査会（以下、認定事業審査会）」を開催する。

- 2 審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(対象経費)

第8条 事業の助成金の交付対象経費は、次に定めるとおり実施に直接要するものに限る。

- (1) 宣伝、広告、プロモーション等に要する費用
- (2) 調査、分析等に要する費用
- (3) その他認定事業審査会が必要と認める経費

(助成金の額)

第9条 助成対象となる活動に係る助成金の額は、第8条に掲げる対象経費のうち3分の2以内で、50万円を上限として認定事業審査会が決定する。

2 1年度当たりの助成金の総額は、当該年度の予算に定める範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の書類を定める期日までに、認定事業審査会に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 申請者概要書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 収支予算計画書（第4号様式）
- (5) その他認定事業審査会が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 認定事業審査会における構成員の意見を参考に申請団体の活動について助成金交付の可否及び助成金の額を決定する。認定事業審査会は、交付金の交付を決定したときは、その旨をにぎわいづくり認定事業助成金交付決定通知書により申請団体に通知するものとする。

(助成金の支払方法)

第12条 事業遂行後に支払うものとする。但し、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、必要であると認められる時は補助対象活動の完了前に概算払いすることができる。

(助成金の取り消し等)

第13条 認定事業審査会は事業の交付決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象団体に掲げる団体に該当しなくなったとき
  - (2) 事業の全部又は一部が遂行できなくなったとき
  - (3) 活動が、事業の規定に沿わなくなったとき
  - (4) 助成金を他の用途に使用したとき
  - (5) その他認定事業審査会が適当でないと認めるとき
- 2 認定事業審査会は助成金の決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じなければならない。また交付団体は助成金の返還を命じられたときは、速やかに返還しなければならない。

(実績報告)

第14条 交付団体は、補助対象事業が完了したときは、10日以内に次の書類を認定事業審査会に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業報告書（第7号様式）
- (3) 収支決算報告書（第8号様式）
- (4) 領収書等助成対象経費を支払ったことを証する書類
- (5) 写真、チラシ、パンフレット等事業の実施について確認をするのに必要となる書類

（助成金の額の確定）

第15条 認定事業審査会は実績報告を受けた場合は、関係書類を審査又は必要に応じて現場確認検査等を行い、助成金の額を確定するものとする。認定事業審査会は規定により助成金の額を確定したときは、速やかに助成金交付確定通知により交付団体に通知する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に認定事業審査会が定める。

付則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

付則

- 1 第9条第1項の規定中、「50万円」を「100万円」に読み替える。
- 2 付則1項については、その読み替え期間を平成27年9月1日から平成28年3月15日の間とする。